

令和6年度三沢市結婚新生活支援金交付要綱

(令和6年5月31日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、婚姻により新生活を始めるための費用を支援することにより、婚姻に伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、地域における少子化対策に資するため、新婚世帯を対象に令和6年度予算の範囲内において、三沢市結婚新生活支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦をいう。
- (2) 事業対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに住宅の賃借及びリフォーム並びに引っ越しを実施した期間をいう。
- (3) 支払期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに前号に掲げる費用を支払った期間をいう。

(対象世帯)

第3条 支援金の交付を受けることができる世帯は、次の各号の全てに該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻届を提出した時点で、夫婦共に三沢市の住民基本台帳に登録されている者であり、婚姻後も引き続き三沢市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること。
- (3) 第5条の規定により算出した新婚世帯の所得が500万円未満であること。
- (4) 夫婦共に過去に三沢市又は他自治体において、この要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年度三沢市結婚新生活支援金交付要綱第9条の規定による交付決定を受けた世帯で、当該交付決定額が30万円（婚

届を受理された時点で夫婦共に年齢が29歳以下である世帯にあつては60万円)に満たなかった世帯(以下「特例対象世帯」という。)についても、対象世帯とする。

(対象外世帯)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象世帯としない。

- (1) 公営住宅等の公的賃貸住宅を賃借している場合
- (2) 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与されている住宅を賃借している場合
- (3) 3親等以内の親族又は姻族が所有する住宅を賃借している場合
- (4) 3親等以内の親族又は姻族が役員である法人が所有する住宅を賃借している場合
- (5) 国、県、市等から受けた移転補償、損害補償、補助金等により住宅を賃借している場合
- (6) 納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金を滞納している場合
- (7) 三沢市暴力団排除条例(平成24年三沢市条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当する場合

(新婚世帯の所得の算出方法)

第5条 新婚世帯の所得は、令和5年分の所得証明書を基に夫婦の所得を合算し算出する。ただし、貸与型奨学金(公共団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得から令和5年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除できるものとする。

(対象経費)

第6条 支援金の交付の対象となる経費は、婚姻を機に要した次に掲げる費用のうち、事業対象期間に生じ、かつ、支払期間内に支払った金額とする。

- (1) 住宅の賃借費 次に掲げる費用のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額を、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額を差し引い

た後の金額

ア 婚姻後に新たに住宅を賃借する場合 住宅の敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。以下同じ。）及び仲介手数料並びに夫婦が当該住宅に同居し、同一世帯となった日（以下「同居日」という。）以後の住宅の賃料及び共益費

イ 婚姻日から起算して1年を超える日以前から夫婦が同居している賃貸住宅の場合 婚姻日以後における住宅の賃料及び共益費

ウ 婚姻前から夫婦が同居している賃貸住宅であって、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を前提として新たに賃貸した住宅の場合（婚姻を前提として新たに住宅を賃借したことが住宅の賃貸契約書等により明確であるものに限る。） 住宅の敷金、礼金及び仲介手数料並びに同居日以後における住宅の賃料及び共益費

エ 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住宅の場合 婚姻日以後における住宅の賃料及び共益費（ただし、同居日以後のものに限る。）

(2) 住宅のリフォーム費 住宅をリフォームする際に要した費用のうち、倉庫及び車庫に係る工事費用並びに門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を差し引いた後の金額

(3) 新居への引越費用 支援金の交付の対象となる新居への引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った金額
(支援金の額)

第7条 第3条第1項に定める新婚世帯の支援金の額は、前条に定める対象経費を合算した額とし、30万円を上限とする。ただし、婚姻届を受理された時点で夫婦共に年齢が29歳以下である世帯にあつては、60万円を上限とする。

2 第3条第2項に定める特例対象世帯の支援金の額は、前条に定める対象経費を合算した額とし、30万円（婚姻届を受理された時点で夫婦共に年齢が29歳以下である世帯にあつては60万円）から令和5年度交付決定額を差し引いた後の金額を上限とする。

3 第1項及び第2項の支援金の額に1,000円未満の端数がある場合は、

これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度三沢市結婚新生活支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、特例対象世帯については、令和5年度三沢市結婚新生活支援金申請時に既に提出している場合は、当該書類のうち市長が不要と認めた書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 新婚世帯全員の住民票
- (3) 夫婦の納税証明書（令和6年1月1日時点の住所地から取得したもの）
- (4) 夫婦の令和5年分の所得証明書（令和6年1月1日時点の住所地から取得したもの）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (6) 住宅の賃貸借又はリフォームに係る契約書の写し
- (7) 対象経費に係る領収書等の写し
- (8) 施工箇所の着工前後の写真（住宅をリフォームした場合）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済をしている場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定し、令和6年度三沢市結婚新生活支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けたときは、速やかに令和6年度三沢市結婚新生活支援金請求書（様式第4号）に第9条に規定する交付決定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全額について、令和6年度三沢市結婚新生活支援金返還命令書(様式第5号)により、返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による返還を命じられた者は、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(状況調査)

第13条 市長は、支援金の交付にあたり、必要があると認めたときは、公簿等により調査を行うことができる。

(調査への協力)

第14条 申請者は、支援金の交付及び返還等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。